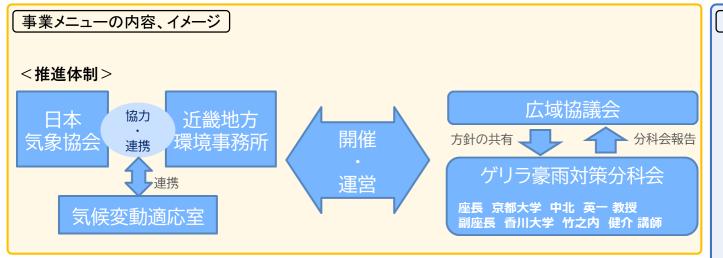
揖保川減災対策協議会 揖保川流域治水協議会 資料 7

環境省近畿地方環境事務所 情報提供資料

事業名:広域アクションプラン策定事業(ゲリラ豪雨対策)

環境省 近畿地方環境事務所

- 気候温暖化に伴う局地的豪雨の増加による影響を把握し、その(人的・物的)被害を軽減するために、 関係者連携による広域アクションプランの立案を目指すもの。そのための分科会を開催・運営する。
- 滋賀県、京都府及び関係市町村、大阪府、和歌山県、京都市、大阪市等(環境部局に加え、防災・危機管理系部局の参加を要請中)



事業メニューの効果

想定される適応アクション

広域連携での適切性、実行可能性・費用対効果の検証を踏まえ、以下の適応アクションについて主に検討を行う。

a.施設の豪雨対策状況整理

長期ビジョン:施設の豪雨対策状況評価と対策推進

3年間の目標:豪雨対策シートを配布し、施設評価の実施と対策の推進、対策事例の共有手法:豪雨対策シートを配布し、施設管理者に自己評価と必要に応じた対策を進めてもらう。

b. 豪雨関連情報の有効活用検討

長期ビジョン: 豪雨関連情報の認知向上と有効活用促進

3年間の目標:豪雨関連情報を整理し、必要な情報を取捨選択してもらえる仕組み作り

手法:数多くある豪雨関連情報の整理と利用手引きの作成・配布を行う

事業メニューの実施事例

ゲリラ豪雨対策分科会の設置

テーマ:局地的大雨による市街地水災リスク増大への適応

気候変動の影響により、局地的豪雨の頻度、強度が増してきており、 将来的にはさらに激甚化することが 予想されています。また、局地的豪雨による災害の頻度・程度が増しています。

近畿地域では、XRAINによる降雨の立体観測が高頻度で行われている優位性があります。そこで、局地的豪雨の増加による影響を把握し、その(人的・物的)被害を軽減するために、関係者連携とアクションプラン立案を目的とした分科会を設置。

- ・令和3年度は分科会を2回開催 8月3日(火):14時~16時 11月11日(木):14時~16時
- │⇒ 広域アクションプラン骨子案策定

気候変動影響評価・適応推進事業





【令和4年度予算(案)810百万円(810百万円)】

気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

- 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 気候変動に脆弱な開発途上国において、能力強化や官民連携を通じて国際協力を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靭性を強化する。
- 2. 事業内容 ⑥ 気候変動に関する国民の理解を促進する。
- ○気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。 そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- ○平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- ○環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
- ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
- ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業
- ・パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進
- ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
- ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靭性強化事業
- ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

1. 事業目的

■事業形態 委託事業、請負事業

■委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等

■実施期間 平成18年度~

4. 事業イメージ

○パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進

気候変動に脆弱な国や地域の喫緊課題に応じ、本邦 民間事業者の優れた適応要素技術の活用を図ることで、 パリ協定適応世界目標実現に向けた国際協力を推進する。

① パリ協定気候変動適応世界目標達成のための官民連携 官民連携により本邦民間事業者の優れた適応の要素技術 と気候変動リスク情報を適切に組み合わせることで、 適応国際協力パッケージとして整理し、その活用を図る。

②AP-PLAT能力強化とパートナー連携 AP-PLATパートナー機関と連携し、 気候変動適応事業の実施を推進 するための人材能力強化を行う。

③ **二国間適応国際協力事業の実施** 気候変動に脆弱な国や地域に おける強靭な社会の実現を支援する。



お問合せ先: 地球環境局 総務課 気候変動適応室 電話:03-5521-8242

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入

推進事業



【令和4年度予算(案) 【令和3年度補正予算額

2,000百万円(5,000百万円)】

7,000百万円 】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害や感染症に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①:防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2型設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助※2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再エネ設備等の費用低減を促進。
 - ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設(例:防災拠点・避難施設・広域 防災拠点・代替庁舎 など)
 - ※ 2 補助率は、都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3 (注)共同申請する民間事業者も同様
 - ※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能 なEVに蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWhを補助(上限あり)。
- ②:再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2(上限:500万円/件)
- ■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等(エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定)
- ■実施期間 令和3年度~令和7年度

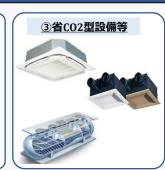
4.支援対象

公共施設等



①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー





お問合せ先:

環境省大臣官房環境計画課 電話:03-5521-8233

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話:03-5501-3155

PPA活用等による地域の再工ネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(5)-1データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業(総務省連携事業)





データセンターの再工ネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費 量の激増が予見される。 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和2年12月25日) では「2040年までにデータセンター のカーボンニュートラルを目指す」 とされており、データセンターのゼロエミッション化(再工ネ活用比率・省工ネ件能の向上等)に向けた 取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再工ネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社 会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

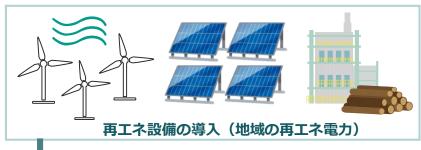
2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省工ネを行い ながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可 欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけではなく、太陽 光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要 を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待さ れる(例:再工ネ供給量が多い時には多大なタスクを実行)。さらに、再工ネポテン シャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの 立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地(エッジDC含む)につ ながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンター の新設に伴う再工ネ設備・蓄工ネ設備・省工ネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロ エミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開に つなげていく。

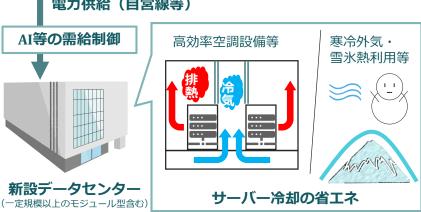
3. 事業スキーム

- ①間接補助事業(補助率1/2) ■事業形態
- ■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- ■実施期間 令和3年度~令和6年度

4. 事業イメージ



電力供給(自営線等)



地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(1)新築建築物のZEB化支援事業





新築の業務用施設のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年 のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- ・災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備え たレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1)新築建築物のZEB化支援事業

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
- 災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー 供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
- ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携) ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆ 補助要件等(①):
- 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時に おいても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策 のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を 補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。
- ◆ 優先採択:以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業①2/3~1/2(上限5億円)②3/5~1/3(上限5億円)

■補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般

①令和2年度~令和5年度 ②平成31年度~令和5年度 ■実施期間

4. 補助対象

		補助率等	
延	延べ面積	1	2
	2,000m² 未満	<u>『ZEB』</u> 2/3 Nearly ZEB 3/5	<u>『ZEB』</u> 3/5 <u>Nearly ZEB</u> 1/2 <u>ZEB Ready</u> 補助対象外
	,000m²~ .0,000m²	ZEB Ready 1/2	<u>『ZEB』</u> 3/5 <u>Nearly ZEB</u> 1/2 <u>ZEB Ready</u> 1/3
1	.0,000m² 以上	地方公共団体 のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 <u>『ZEB』</u> 3/5 <u>Nearly ZEB</u> 1/2 <u>ZEB Ready</u> 1/3 <u>ZEB Oriented</u> 1/3

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2)既存建築物のZEB化支援事業





既存の業務用施設のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、 2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね 備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
- 災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー 供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
- ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携) ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆補助要件等(①):
- 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。
- ◆ 優先採択:以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業(2/3(上限5億円))

■補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般

■実施期間 ①令和2年度~令和5年度 ②平成31年度~令和5年度

4. 補助対象

T. INDUITION				
延べ面積	補助率等			
延'\凹恨	1	2		
2,000m² 未満	<u>『ZEB』</u> 2/3 <u>Nearly ZEB</u> 2/3 <u>ZEB Ready</u> 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外		
2,000m ² ~ 10,000m ²	地方公共団体 のみ対象 『ZEB』 2/ 3	地方公共団体のみ対象 <u>『ZEB</u> 』 2/3 <u>Nearly ZEB</u> 2/3 <u>ZEB Ready</u> 2/3		
10,000m² 以上	Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3		

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

集合住宅の省CO2化促進事業(経済産業省連携事業)



【令和4年度予算(案) 4,450百万円(4,450百万円)

【令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH(ゼッチ)の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省工ネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減(2013年度比)に貢献。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M(3層以下)への定額補助:40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M(4~5層)への定率補助:補助率1/3以内
- ③新築高層ZEH-M(6~20層)への定率補助:補助率1/3以内
- ④上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材(CLT(直交集成板))を一定 量以上使用、又は先進的再工ネ熱利用技術を活用する場合に別途補助:蓄電 池2万円/kWh(上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台)、 V2Hの導入等
- ⑤既存集合住宅の断熱リフォーム:1/3補助(上限15万円/戸)
- ※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一 定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業

■補助対象 民間事業者等

■実施期間 平成30年度~令和5年度

4. 補助対象の例

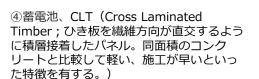
①低層ZEH-M



②中層ZEH-M







⑤断熱窓への交換

問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 電話:0570-028-341

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和3年度補正予算額 1,000百万円】



地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再工ネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再工ネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

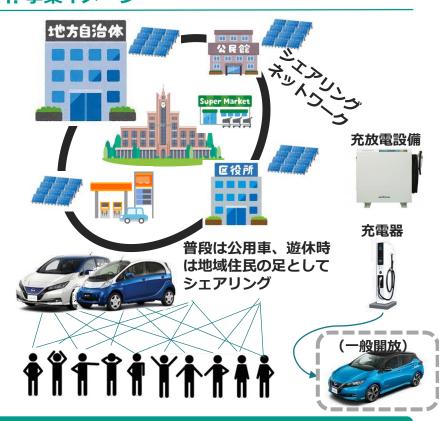
2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化* し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部 給電器の導入についても同時に支援する。
- ※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業(1/2、1/3、定額 ※一部上限あり)
- ■補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- ■実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 水・大気環境局 自動車環境対策課: 03-5521-8303

浄化槽の整備(循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)



ø

【令和4年度予算(案)

8,613百万円(8,613百万円)

【令和3年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽等の整備促進を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚 濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法(令和2年4月施行)に基づき早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換 を促進する必要があり、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿 命化を一層推進し、防災・減災、国土強靭化に資する。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業に対して交付金により支援を行う。令和4年度の新規拡充 メニューは以下のとおり。

- ①くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事への支援
- ・転換に伴う便槽撤去費(ト限額9万円)及び宅内配管丁事費(ト限額30万円)を助成
- ②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化 の推進
- ・効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、中長期的な事業収支シミュレー ション、効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報 集約・システム構築等、講習会・説明会等を行う事業(浄化槽整備効率化事業の拡充)
- ・公共浄化槽制度や法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設 置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業
- ③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進
- ・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置 を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽等として再利用する事業
- ・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援(上限額9万円)

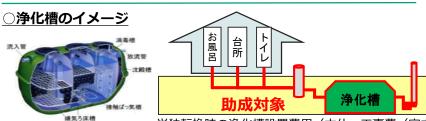
3. 事業スキーム

交付金(交付率1/3、1/2) ■事業形態

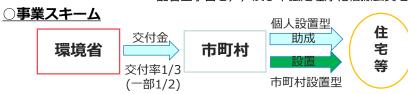
地方公共団体 ■交付対象 ■実施期間

平成17年度~

4. 補助対象、事業イメージ

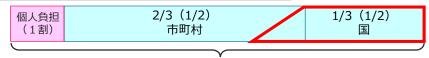


単独転換時の浄化槽設置費用(本体+丁事費(字内 配管丁事含む))及び単独処理浄化槽撤去費を助成





○公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)



助成対象額(10割)

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話:03-5501-3155

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、

(3)平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業



【令和3年度補正予算額 7,500百万円の内数】



平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活等が可能な独立型施設を支援します。

1. 事業目的

平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活が可能となる独立型施設(コンテナハウス等)の確立・普及を目指す。

2. 事業内容

(3) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

近年の激甚化する災害や感染症拡大など緊急時への対応の観点から、平時の省 CO2化と緊急時のエネルギー自立化が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入 とあわせ、感染症等の発症時には応急施設・一時避難施設等として活用可能な独立 型施設(コンテナハウス等)を支援し、地域の省CO2化・レジリエンス性能向上を 目指す。

- ○補助対象施設:一時避難場所、医療拠点、仮設宿泊施設等の緊急時は応急的な避難施設等として稼働し、平時は業務用施設等として活用するコンテナハウス、ムービングハウス等の独立型施設
- ○補助要件:緊急時に応急施設・一時避難施設等として稼働する旨が地域防災計画 または地方公共団体との協定等により位置付けられていること、再工ネ設備・蓄電 池・省エネ型の第一種換気設備を導入すること、一定の断熱性能を有すること等

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業(補助率:2/3)

■補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体等

■実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入した平時の省CO2 化と感染症発症時の一時避難生活が可能な独立型施設の実現 と普及拡大を目指す

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業



【令和4年度予算(案) 305百万円(296百万円)】 【令和3年度補正予算額 609百万円】



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和2年7月豪雨等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを進めていきます。

- ○大規模災害発生時においても強靭な災害廃棄物処理システムの構築
 - (1)災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
 - (2)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
 - (3)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業

■請負先 民間事業者・団体

■実施期間 平成25年度~

4. 事業イメージ

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 災害廃棄物対策室 電話:03-5521-8358

一般廃棄物処理施設の整備



【令和4年度予算(案) 49,442百万円(54,128百万円)】 環境省 【令和3年度補正予算額 47,600百万円】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設、メタンガス化施設等)
- · 最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業等

3. 事業スキーム

- ■事業形態 交付金、間接補助事業(補助率1/3(一部1/2)、定額)
- ■交付対象 市町村等
- ■実施期間 平成17年度~

4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが 懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避







廃棄物発電電力を**災害時の非常用電源**として有効活用

お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話:03-5521-8337

災害等廃棄物処理事業費補助金







災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

災害(降雨、暴風、高潮、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害)及びその他の事由により特に必要となった 廃棄物の安全かつ適正な処理を支援することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

2. 事業内容

(1) ごみ処理

市町村(一部事務組合、広域連合を含む。)が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、 運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

(2) し尿処理

市町村(一部事務組合、広域連合を含む。)が行う、特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処理に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。)に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

■事業形態 直接補助事業(補助率1/2)

■補助対象 市町村等

■実施期間 昭和49年度~

4. 補助対象





①片付けごみの収集 ・運搬及び処分

②損壊した家屋等の解体、 がれきの収集・運搬及び処分



③仮設トイレのし尿 収集・運搬及び処分

お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助



【令和4年度予算(案)30百万円(30百万円)】 【令和3年度補正予算額 978百万円】



被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽(市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立 処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧を支援をすることにより、円滑な廃棄物処理を図ることを目的としている。

2. 事業内容

地方公共団体等が行う、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、 浄化槽(市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立 処分場及びPCB廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する 補助

4. 補助対象

施設全体に被害・運転停止



3. 事業スキーム

■事業形態 直接補助事業(補助率1/2)

■補助対象 地方公共団体等

■実施期間 平成23年度~

災害復旧 事業



復旧・運転再開

お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

自然公園等事業等



【令和4年度予算(案) 8,332百万円(8,332百万円)環境省 【令和3年度補正予算額 5,444百万円】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による効率的な施設管理を図ります。

①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施

②訪日外国人を含む観光利用者の受入環境の向上により、コロナ禍で疲弊した地域及び国民の状況改善に貢献

③国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生

④自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策

⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

1. 事業目的

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、 国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然との ふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設 整備や自然再牛等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において 地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、 国指定鳥獣保護区での保全事業
- 自然公園施設等の防災・減災対策(国土強靱化)
- 自然公園等施設における炭素削減の推進
- 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援(交付金)
- 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業/交付金事業(国立公園50%国立公園以外45%)

請負事業:民間、交付金事業:地方自治体 ■請負先・交付対象

■実施期間 平成6年度~

4. 事業イメージ

事例1:利用施設の整備



国立公園の利用拠点における ビジターセンターの整備

事例2:炭素削減+防災対策の実施





利用施設における再生可能 エネルギーの導入と蓄電池 の設置による非常時におけ る電源の確保

事例3:登山道の浸食防止

施工前







お問合せ先:環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話:03-5521-8281

生物多様性保全推進支援事業(うち里山未来拠点形成支援事業)











【令和4年度予算(案) 36百万円(36百万円)】

里地里山での持続可能な活動の支援・普及を通じて、自立分散型・循環型社会の拠点づくりを推進

- ① 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動を支援
- 1. 事業目的 ② 里地里山を新しい視点で活用する多様な主体の連携促進

2. 事業内容

「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月閣議決定)では、里地里 山の管理不足が生物多様性上問題であり、保全活動の取組への支援や都市住民、 事業者なども含めた地域全体で支える新たな仕組みづくりが必要とされている。 こうした状況を踏まえ、人々の暮らし方の変化も踏まえた、里地里山における 生物多様性に配慮した持続可能な活動を支援・普及する。

※里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な活動であって、自然体験・ 教育、資源活用、雇用創出等

4. 事業イメージ

■里山でやるべきこと=里山を生活の中に取り戻していくこと





_{里山×}教育•体験

森のようちえん、子ども キャンプ、自然学校、自然 体験イベント、人材育成



里山×観光物産

狩猟ツアー、暮らし体 験、トレイル・フット パス、生き物ブランド、 ジビエ、竹製品、自然 共牛型フェス

3. 事業スキーム

■事業形態 交付金(交付率は3/4)

■交付対象 民間事業者等

■実施期間 令和3年度~



里山未来拠点協議会

企業、地域金融機関、大学、NGO、 自治体等により構成

お問合せ先: 環境省 自然環境局 自然環境計画課 電話:03-5521-8343

自然生態系を基盤とする防災減災推進費



【令和4年度予算(案) 64百万円(80百万円)】



流域の遊水機能を強化するなど、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めます。

1. 事業目的

以下の取組を実践するための手引きを作成し、流域全体での遊水機能強化による防災・減災対策の社会実装を図る。

- ①流域単位での自然生態系が持つ防災・減災機能を検証し、その活用に向けた具体的方策を提示する。
- ②生態系機能ポテンシャルマップ等、流域単位での防災・減災と地域の生態系保全を念頭においた自然調和型の地域づくりに資する材料を提供する。

2. 事業内容

生態系を活用した気候変動への適応や防災・減災等の手法は、地域社会において自然環境と経済及び社会の統合的向上を図る重要な手段である。

令和元年東日本台風の被災地では、例えばラムサール条約湿地である渡良瀬遊水地で貯水機能が発揮され、首都圏の洪水被害防止に貢献するなど、生態系が有する防災・減災の機能に注目が集まっている。本事業では、かつての氾濫原や湿地を再生し、流域全体での遊水機能を強化することによる防災・減災の手法についてその有効性を検証し、地域における実装を進める。

[事業内容]

①生態系機能ポテンシャルマップ(旧湿地・氾濫原を湿地・氾濫原等に戻した場合の保水力や生物多様性保全効果の評価)の作成方法の高度化検討、②マップ作成流域におけるマップ活用に向けた合意形成促進・計画策定支援、③技術的な情報をまとめた自治体職員向けの手引きの策定、情報発信

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業

■請負先 民間事業者・団体/研究機関等

■実施期間 令和2年度~4年度

4. 事業イメージ

R2 生態系を基盤とした取組の基礎調査・事例収集

R2-4 生態系機能 ポテンシャルマップ の作成方法の検討



R3-4 マップ作成流域における 合意形成促進・計画策定支援(事例づくり)

R4 手引きの作成・情報発信による自治体の自走支援

牛熊系を基盤とする防災・減災の実装

お問合せ先: 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話:03-5521-8273

グリーンボンド等促進体制整備支援事業



【令和4年度予算(案) 400百万円(500百万円)】



グリーンボンド等の発行等支援を行う者を登録・公表し、発行等に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

- ① グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンド、グリーンローン(以下、グリーンボンド等)の自律 的な市場形成・発展に向けて、発行・調達支援体制を整備する。
- ② グリーンボンド等の発行等・投融資を促進することで、グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金を活 用して効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラル達成のためには、民間資金を脱炭素化事業 (再エネ、省エネ等) に大量導入していくことが不可欠。その有効なツールと して我が国においてもグリーンボンド・サステナビリティボンド・グリーン ローン等の発行等事例は増えてきているものの、通常の債券発行/借入手続に加 え、グリーンボンド等フレームワークの検討・策定・運用・評価が必要となる ことから、グリーンボンド等の発行等支援体制を整備し、グリーンボンド等の 発行等・投融資を促進することで、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強 力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

- グリーンボンド等の発行等支援を行う者の登録・公表を行う。
- ・ グリーンボンド等の発行等を行おうとする者(企業・自治体)に対して支援 グループを構成し効率的・包括的な発行支援(外部レビュー付与、グリーン ボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等)を行う者に対し、その 支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

■事業形態 委託事業

非営利団体等 ■委託先

■実施期間 平成30年度~令和4年度

■事業形態

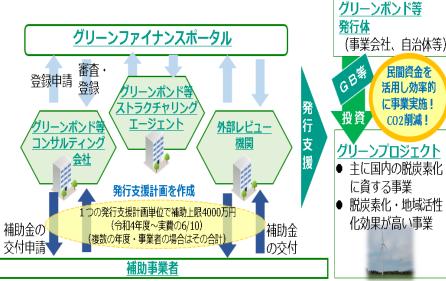
間接補助事業(補助率6/10、上限40百万円)

■補助対象

民間事業者・団体等(登録を受けた発行等支援者)

■実施期間 平成30年度~令和4年度

4. 事業イメージ



活用し効率的 に事業実施! 投資 CO2削減

グリーンプロジェクト

- 主に国内の脱炭素化 に資する事業
- 化効果が高い事業

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話:03-5521-8240